

第2回  
定例会  
概要

# 一般会計補正予算を可決

## 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金支給へ

令和3年第2回定例会は6月17日から7月9日までの23日間開き、市長提出の城陽市税条例等の一部改正など5議案を原案どおり可決・認定。議員提出の城陽市議会会議規則の一部改正議案と意見書2件も可決しました。

(5ページに議員別賛否の状況を掲載)

このうち6月21日、22日、24日、25日は各常任委員会を開催。

また、6月30日、7月1日、5日、7日の4日間にわたり、一般質問を行いました。

(6～11ページ掲載)

### 議案審議

#### 城陽市税条例等の一部改正Ⅱ可決

地方税法等の一部改正に伴い、関連条例において所要の改正を行うもの。

主な改正内容は次のとおり。個人市民税は▽国外居住親族の取り扱い変更に伴い、令和6年度分以降の均等割・所得割非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲を、16歳未満および控除対象の扶養親族とする▽特定一般用医薬品等購入費に對する医療費控除の特例を、9年度分まで5年間延長―など。また固定資産税については、関係法に基づき、認定事業者が設置した雨水貯留浸透施設は、課税

標準をその価格の3分の1とします。

委員は「特定一般用医薬品等とは」と問いましたが、市は「従来、医師により処方される医療用医薬品が、ドラッグストア等で購入できよう転用されたもの」と答えました。

また他の委員の「東部丘陵地先行整備地区における調整池等の雨水貯留浸透施設の固定資産税額」との問いに、市は「納税者からの償却資産の申告に基づき価格を算出するため、申告がされていない現状では金額の把握はできない」と回答。

さらに「国外居住親族とは」との問いに、市は「扶養対象の親族が国外に居住していることが条件。日本人の子どもが海外に住んでいるケースだけでなく、海外から日本に働きに来ている人の親族も含まれる」と述べました。(総務常任委員託分)

#### 委員会のインターネット放映(ライブ・録画)開始のお知らせ

コロナ禍で、傍聴にお越しになれない人でも、委員会の様子をご覧いただけるようYouTubeでの放映を始めます。

実施は令和3年第3回定例会からで、放映する委員会は常任委員会、特別委員会、議会運営委員会(議案、請願等を審査するもの)となります。

ぜひご利用ください。

#### 市道路線の認定Ⅱ認定

都市計画法に基づく開発行為により、寺田今堀に設置された市道2361号線と市道10号線間の道路を市道2480号線として認定するもの。

(建設常任委員託分)  
委員は「アウトレット内の道路を市が管理する理由」をただしましたが、市は「整備するスマートICへのアクセス道路など、道路と道路を結ぶネットワークとなる。また交通の円滑な処理を図る分散ルートとして必要であるため」と回答。

#### 市道路線の認定Ⅱ認定

東部丘陵地長池地区土地区画整理事業により整備するプレミアム・アウトレットの外周道路と、東部丘陵地の土地利用を進める上で増加する交通を円滑にするため整備するスマートICへのアクセス道路など、道路と道路を結ぶネットワークとなる。また交通の円滑な処理を図る分散ルートとして必要であるため」と回答。